

東証指数算出要領
(JPX スタートアップ急成長 100 指数編)

2026年5月15日版

株式会社JPX総研

2026年5月15日発行

目次

変更履歴	3
はじめに	4
I. 株価指数概要	4
II. 指数の算出	4
1. 算出方法	4
2. 指数種別	4
3. 構成銘柄の追加・除外	5
III. その他	8
1. 指数値及び指数基礎情報の配信	8
2. 利用許諾	8
3. 問い合わせ先	8

変更履歴

公表日	変更内容
2026/2/13	・ 新設
2026/5/15	・ 母集団からの除外の条件を追加

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下「J P X 総研」という。）が算出・配信を行う JPX スタートアップ急成長 100 指数に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と J P X 総研が判断した場合は、J P X 総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は J P X 総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、J P X 総研に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、J P X 総研は、JPX スタートアップ急成長 100 指数の算出、配信若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、JPX スタートアップ急成長 100 指数の算出、配信若しくは公表の方法の変更、JPX スタートアップ急成長 100 指数若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

I. 株価指数概要

- ・ JPX スタートアップ急成長 100 指数は、日本を代表する高成長スタートアップ企業で構成される時価総額加重型の株価指数である。東証グロース市場に上場する銘柄等を対象とし、成長性基準（（1）売上高成長率基準又は（2）時価総額成長率基準）によって銘柄を選定する。
- ・ 基準日は 2022 年 7 月 28 日、基準値は 1,000 ポイントである。

II. 指数の算出

1. 算出方法

- ・ 算出式は「指数計算に係る算出要領」に定める時価総額加重方式とする。
- ・ 新規組入れ（初期選定を含む）の際のウェイト上限は 5%とし、当該新規追加に係る係数は、構成銘柄から除外されるまで継続して適用する。
- ・ 上記係数を適用したうえで、継続して選定される銘柄のウェイト上限は 30%とする。
- ・ これらのウェイト上限を設定するための 2 種類の係数をキャップ調整係数とする。
- ・ ウェイト上限の計算には、選定基準日時点の時価総額を用い、7 月最終営業日にキャップ調整係数を設定する。
- ・ その後の株価の変動等によりウェイトが上限を超える場合も、翌年の 7 月最終営業日までキャップ調整係数は変更しないものとする。

2. 指数種別

- ・ 配当なし株価指数と配当込み株価指数を算出する。
- ・ 配当の指数値への反映方法については、「指数計算に係る算出要領」に従う。ただし、基

準日から 2026 年 2 月 13 日までの間については、取扱いが異なる場合がある。

3. 構成銘柄の追加・除外

(1) 初期選定及び定期入替

- ・ 構成銘柄の定期入替は毎年 1 回（7 月最終営業日）行う。
- ・ 初期選定に係る基準日は、2022 年 5 月最終営業日とし、その後の定期入替に係る基準日は、毎年 5 月最終営業日とする（以下、これらの基準日をあわせて「選定基準日」という。）。
- ・ 構成銘柄の選定結果は 7 月第 5 営業日に公表する。
- ・ 構成銘柄数は、選定結果の公表日以降の構成銘柄の整理銘柄指定による非定期の除外等によって、100 銘柄を下回ることもある。

a. 母集団の選定

- ・ 原則として、選定基準日における東証グロース市場指数の構成銘柄、JPX スタートアップ急成長 100 指数の構成銘柄及び東証グロース市場（2022 年 4 月 3 日以前は東証のマザーズ市場及び JASDAQ グロース市場を対象とする。）から市場変更後 5 年以内の銘柄（東証プライム市場指数又は東証スタンダード市場指数の構成銘柄に限る。）を母集団とする。
- ・ ただし、選定基準日において、以下のいずれかに該当する銘柄は母集団から除外する。
 - 整理銘柄に指定されていること。
 - 特別注意銘柄に指定されていること。
 - 選定基準日を含む月の平均上場時価総額が 100 億円未満であること。
 - 当期（選定基準日の属する年の 3 月末までに末日を迎えた事業年度のうち、直近の事業年度をいう。以下同じ。）の財務諸表等に継続企業の前提に関する注記があること。
 - 当期の決算期に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨が記載されていること。
 - 当期の財務諸表等に添付される監査報告書において、不適正意見又は意見の表明をしない旨が記載されていること。
 - 監理銘柄（審査中）に指定されていること。
- ・ 母集団からの除外の条件は、選定基準日から選定結果の公表までの状況を勘案することがある。

b. 売上高成長率基準による抽出

- ・ a で選定された銘柄のうち、当期の売上高が、一期前の売上高と比較して 20%以

上増加している銘柄（当期の売上高が1億円以上の銘柄に限る。）を抽出する。

- ・ ただし、a で選定された銘柄のうち、選定基準日時点における構成銘柄については、当期の売上高が、一期前の売上高と比較して10%以上増加している銘柄（当期の売上高が1億円以上の銘柄に限る。）を抽出する。

c. 時価総額成長率基準による抽出

- ・ a で選定された銘柄のうち、下式のいずれかを満たす銘柄を抽出する。
 - $(\text{選定基準日が属する月の平均上場時価総額} \div \text{選定基準日の1年前応当月の平均上場時価総額}) (\%) \geq (\text{選定基準日が属する月の平均参照指数値} \div \text{選定基準日の1年前応当月の平均参照指数値}) (\%) + 100\%$
 - $(\text{選定基準日が属する月の平均上場時価総額} \div \text{選定基準日の6ヶ月前の応当月の平均上場時価総額}) (\%) \geq (\text{選定基準日が属する月の平均参照指数値} \div \text{選定基準日の6ヶ月前応当月の平均参照指数値}) (\%) + 100\%$
- ・ ただし、a で選定された銘柄のうち、選定基準日時点における構成銘柄については、下式を満たす銘柄を抽出する。
 - $(\text{選定基準日が属する月の平均上場時価総額} \div \text{選定基準日の1年前応当月の平均上場時価総額}) (\%) \geq (\text{選定基準日が属する月の平均参照指数値} \div \text{選定基準日の1年前応当月の平均参照指数値}) (\%) + 50\%$

d. 時価総額による選定

- ・ b 又は c のいずれかで抽出された銘柄のうち、選定基準日が属する月の平均上場時価総額が大きい順に100銘柄を選定する。

e. その他

- ・ 上記のプロセスにより選定された100銘柄の中に、株式移転等により上場廃止となることが将来見込まれる銘柄が含まれている場合は、必要に応じて最終的な構成銘柄の調整を行うことがある。
- ・ 上記で100銘柄に満たない場合は、選定基準日時点におけるJPXスタートアップ急成長100指数の構成銘柄のうち、時価総額順に100銘柄に達するまで選定する。
- ・ 構成銘柄として採用することが著しく不相当とJPX総研が認めた場合、当該銘柄を非採用とすることがある。

(2) 非定期の構成銘柄からの除外

- ・ 構成銘柄に上場廃止、整理銘柄への指定又は特別注意銘柄への指定があった場合、当該銘柄を除外する。
- ・ その他、構成銘柄として継続することが著しく不相当とJPX総研が認めた場合、当

該銘柄を除外することがある。

(3) 非定期の構成銘柄への追加

- ・ 構成銘柄が、株式移転、新設合併、株式交換又は会社分割（以下、「株式移転等」という。）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社、完全親会社又は承継会社（以下「新設会社等」という。）が遅滞なく上場する場合には、当該新設会社等を構成銘柄に追加する。
- ・ 構成銘柄のスピノフ（構成銘柄が剰余金の配当によりその直前において子会社であった会社等の株式を割り当てること）により独立した会社（以下「スピノフ対象会社」という。）が、スピノフの権利落日から効力発生日までに新規上場する場合、当該スピノフ対象会社を追加する。

(4) 選定用データに関する取扱い

- ・ 売上高については、各社の開示情報（決算短信等）を使用する。
- ・ 時価総額成長率基準に用いる参照指数値は、東証グロース市場 250 指数（配当なし）を用いる。

(5) 構成銘柄の追加及び除外日

		修正を要する事項	修正日
追加	新規上場	構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が構成銘柄に追加される場合	新規上場日(注)
		構成銘柄のスピノフによりスピノフ対象会社が権利落日から効力発生日(注)までに新規上場する場合	新規上場日(注)
	毎年7月の定期入替		7月最終営業日
除外	上場廃止	構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が構成銘柄に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日（通例、上場廃止日の2営業日後）(注)
		上記以外（合併・株式交換などにより非存続会社となる場合等）	上場廃止日(注)
	毎年7月の定期入替		7月最終営業日
	整理銘柄、特別注意銘柄への指定		整理銘柄、特別注意銘柄への指定日(注)の4営業日後

注：休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

Ⅲ. その他

1. 指数値及び指数基礎情報の配信

(1) 指数値

- ・ JPX スタートアップ急成長 100 指数の指数値は、東証相場報道システムを通じてリアルタイムで全国の証券会社、報道機関等へ配信する。配当なし株価指数の配信間隔は1秒間隔で配信する。配当込み株価指数については終値のみを算出する。

(2) 指数基礎情報

- ・ 日々の指数基礎情報（基準時価総額など）は、「指数基礎情報」において配信する。

2. 利用許諾

JPX スタートアップ急成長 100 指数の算出、配信、公表又は利用など JPX スタートアップ急成長 100 指数に関する権利は、JPX 総研又は JPX 総研の関連会社が有している。このため、JPX スタートアップ急成長 100 指数を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・販売などを行う場合（相対契約によるオプション、スワップ又はワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）には、JPX 総研とのライセンス契約が必要となる。また、JPX スタートアップ急成長 100 指数を第三者に配信・提供等する場合にも、JPX 総研とのライセンス契約が必要となる。

3. 問い合わせ先

JPX 総研 インデックスビジネス部

E-mail : index@jpx.co.jp

以上